

(2) ワークショップ

本計画の改定に向けて、公園やオープンスペースの将来像や使い方を検討するにあたり、多様な関わり方を模索し、新たな視点を取り入れるために、市内に在住・在学の大学生や在勤の若い世代を対象とした緑のワークショップ～身近な公園・オープンスペースについて考えてみませんか？～を開催しました。

当日は、市から緑の基本計画や市内の緑、公園緑地の特徴や課題などについて説明を行い、3グループに分かれて「みんなで考える緑・公園のアイデア」をテーマに意見交換会を行いました。意見交換では、“公園に移動式販売があると便利ではないか”、“公園で健康に関するイベントやスタンプラリーをすると面白いのではないか”、“大学生と共同で公園の良さや緑に関する活動のPR方法を検討するのはどうか”など、公園をよりよく利用するためのアイデアなどがたくさん出され、有意義な会となりました。

グループでまとめた意見は、検討委員会に報告しました。

概要

日時	平成 29 年 11 月 21 日（火）
参加者	16 名
意見交換のテーマ	みんなで考える緑・公園のアイデア

意見交換の様子



(3) 本計画改定の周知イベント

1) 環境フェスタ

「暮らしの中で緑を楽しもう」をテーマにアンケートを実施し、本計画の改定と計画案に対するパブリックコメント*とオープンハウス*の開催のお知らせを行いました。

イベント概要

開催日時	平成 30 年 11 月 11 日（日） 10：00～15：00
ブース名	暮らしの中で緑を楽しもう ～「緑の基本計画」の改定を進めています～
主な内容	「暮らしの中で感じる武蔵野市の緑」 「参加してみたいこと」についてアンケート (あてはまるものにシールを貼ってもらう) を実施
参加者	約 200 名



アンケートに答えている様子

アンケート結果

その1　暮らしの中で感じる武蔵野市の緑を選んで下さい。

選択肢	回答数（多い順）
街路樹	73
水辺の緑	42
公園の樹林	34
公園のいこいの場の緑	18
農地	15
住宅の街並の緑	12
商店街の花と緑	10
民有地の大木	7



その 1 のアンケートでは、「街路樹」が、最も回答数が多かった。

その2 参加してみたいことを選んで下さい。

選択肢	回答数（多い順）
農体験	48
公園などでのあそびの体験	44
ファーマーズマーケットやマルシェ	37
自然体験	29
公園などでの健康運動	17
芝生や苗の植えつけ	13
みどりのボランティア	11
みどりの教室、ワークショップ	7



その 2 のアンケートでは、「農体験」が、最も回答数が多かった。

2) オープンハウス

市内2カ所で、計画案と緑の保全及び緑化推進に関する本市の取組みをパネル展示にて紹介する、オープンハウスを実施しました。市内の緑と計画案の内容を表すイラストマップを用いて、子どもも参加できるクイズを行い、計画案の周知を行いました。

イベント概要

開催場所	武蔵野プレイス 1階ギャラリー	アトレ吉祥寺店地下 1階 ゆらぎの広場
開催日時	平成 30 年 12 月 7 日（金） 16：00～20：00	平成 30 年 12 月 15 日（土） 11：00～16：00
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・緑の基本計画案の紹介・暮らしの中で緑を楽しむサポート (緑化と緑の保全に関する助成、公園でのイベント、緑ボランティアなどについて)・緑プロジェクトクイズ（計画案の内容にあてはまるイラストを回答してもらう）	
参加者	47 名 (クイズ参加:29名 パネルのみ閲覧:18名)	104 名 (クイズ参加:50名 パネルのみ閲覧:54名)



武蔵野プレイスでのオープンハウス



アトレ吉祥寺でのオープンハウス



このイラストは、平成30年12月に行ったオープンハウス（緑の基本計画のパネル展示）で使用したイラストです。

(4) 検討委員会及び庁内検討委員会の構成

武藏野市緑の基本計画検討委員会 委員

(敬称略)

阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授（委員長）
秋田 典子	千葉大学大学院 園芸学研究科 緑地環境学コース 准教授（副委員長）
池田 泰	NPO プレーパークむさしの 代表理事
小田 宏信	成蹊大学 経済学部 経済経営学科 教授（第5期緑化・環境市民委員会委員長）
喜内 尚彦	公募市民
小松 由美	Green グリーン吉祥寺 代表
鈴木 圭子	第5期緑化・環境市民委員
曾田 忠宏	公募市民
田中 恒男	農業委員会
平田 一弘	横河電機株式会社

武藏野市緑の基本計画庁内検討委員会 委員

環境部	環境部長（委員長）
財務部	施設課長
市民部	生活経済課長
防災安全部	防災課長
環境部	環境政策課長 緑のまち推進課長
健康福祉部	高齢者支援課長
子ども家庭部	子ども政策課長 児童青少年課長
都市整備部	まちづくり推進課長 住宅対策課長 道路課長
教育部	教育企画課長 生涯学習スポーツ課武藏野ふるさと歴史館担当課長

10 緑化行政の歩み

昭和46年	市民参加で緑化施策や計画の検討を行う「緑化市民委員会」が発足する。
昭和47年	市役所の組織に緑の保護育成と公園行政を担当する部署として「緑と花の課」を設置する。
昭和48年	全国に類を見ない、緑をテーマにした「武蔵野市民緑の憲章」を制定する。
昭和58年	「武蔵野市立公園条例」を施行する。
昭和60年	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」を制定し、民有地の緑の保全、育成支援が始まる。
	「緑化環境市民委員会」を「緑化・環境市民委員会 [*] 」に改正する。
昭和61年	玉川上水の清流が復活する。
平成元年	千川上水の清流が復活する。
	「公園緑化基金条例」を制定する。
平成5年	市民が緑の情報提供や活動を行う「緑のまちづくりレポーター制度」が始まる。
平成6年	「大木・シンボルツリー2000計画」が始まる。
平成9年	「緑の基本計画(むさしのリメイク)」を策定する。
	「武蔵野市緑化に関する指導要綱」を制定し、建築に伴う緑化指導が始まる。
平成10年	「仙川水辺環境整備基本計画(仙川リメイク) [*] 」を策定し、親水化整備が始まる。
平成12年	「武蔵野市緑ボランティア団体事業助成要綱」を制定し、緑ボランティアの活動への支援が始まる。
平成14年	さらなる緑化推進にあたり「緑化環境専門委員」を設置する。
平成15年	「保存樹木剪定事業要綱」を制定し、民有地の大木の保全策を充実させる。
平成18年	千川上水の管理が都から市に移譲される。
	緑の基本計画改定のための検討委員会を市民参加で設ける。
平成20年	「武蔵野市緑の基本計画2008」を策定する。(平成9年の「むさしのリメイク」を改定)
平成22年	公園緑地の改修において、体系的かつ効率的な公園事業を展開するために「公園・緑地リニューアル計画 [*] 」を策定する。
平成27年	「第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会 [*] 」、「緑に関する市民ワークショップ」を開催する。 (～平成28年度)
平成29年	緑の基本計画改定のための「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を開催する。 (～平成30年度)

11 用語解説

あ 行	歩いて行くことのできる公園の整備率	市内の各公園の境界線から外側に 250m 後退した外郭線で囲まれる面積の合計（重複は除く）の、市域面積に対する割合。都市計画道路は横断しないものとし、また公共施設は除く。範囲を 250m とした根拠は、誘致距離の用語解説を参照。
	SDGs (持続可能な開発目標)	平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、環境問題への対策など 17 の目標が示されている。
	オープンスペース	公園・広場・河川・道路・農地など、建物によって被われていない土地の総称。
	オープンハウス	市で検討している計画などについて、パネルの展示やリーフレットなどで情報を提供する場。参加者は行政スタッフに質問ができ、アンケートによって意見を述べることができる。
	屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。これにより、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸収・吸着機能などの効果があることから、ヒートアイランド現象の緩和が期待されている。
	奥多摩・武蔵野の森事業	森林の恩恵を受ける都市側住民の責務として、水源林でもある森林を守り、健全に育成するために、市・奥多摩町・東京都農林水産振興財団で協定を締結し、平成 16 年度からシカ食害などにより裸地化した森林の整備などに取組んでいる。
か 行	基幹ビオトープ	吉祥寺北町のむさしの自然観察園のこと。動植物を飼育する機能と観察する機能をもつ拠点的な役割がある。
	吉祥寺グランドデザイン	吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めた本市の計画。平成 31 年度中に改定予定。
	企業市民	企業のうち、特に社会の一員として社会に役立つ事業活動を行うという姿勢を有するものを指す。また、市内の企業に勤めている人について市民として捉えること。
	景観検討会議	まちづくり条例に規定する、一定規模以上の建築や開発行為などを行う際に、手続きの中で景観検討会議に計画を提示し、学識経験者による景観専門委員に意見を聴取する。
	公園空白地域	公園の誘致距離 250m で配置をみた場合、公園緑地のない地域のこと。
	公園施設長寿命化計画	「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に基づき、公園施設について、安全・安心を確保しつつ、計画的に維持管理・更新を行うために策定する計画。本市では平成 26 年に作成。
	公園・緑地リニューアル計画	公園緑地の実態の評価と整備方針を明らかにし、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって、体系的かつ効率的な公園事業を展開するために、平成 22 年に策定した本市の計画。
	公開空地	建築基準法に規定される総合設計制度による建築物の敷地内の空地などのうち、一般に開放され日常自由に通行または利用することができる空地。
	国家戦略特区	地域を限定した規制緩和や税制面の優遇などにより、民間の創意工夫を引き出し、国際競争力の向上や経済活動の拠点の形成、地域振興などを目的とした国が定める特別区域。

さ 行	SEGES(シージェス)	緑の取組みにおいて、優れた効果の評価・認定を行い、緑地の社会・環境価値の見える化を行う、社会・環境貢献緑地評価システム(Social and Environmental Green Evaluation System)。公益財団法人都市緑化機構が実施。
	自然樹形	それぞれの樹種が本来もっている樹形のこと。本市ではこの自然樹形を極力活かした剪定を行っている。
	市民緑地認定制度	都市緑地法に基づく制度で、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
	借地公園	市が国や都、あるいは私有地の土地所有者と一定期間の使用貸借契約を結び、市民に開放している公園緑地。
	ストック効果	公園緑地などが持つ様々な機能や資源が、有効に機能することによって得られる効果。都市公園においては、防災性向上、環境維持・改善、健康・レクリエーションの空間提供、景観形成、文化伝承、子育て・教育、コミュニティ形成、観光振興、地域経済活性化などの効果があるとされている。
	生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定めることができる都市計画の制度。本市では、「武蔵野市生産緑地地区の指定に関する条例」が平成30年1月1日から施行された。
	生物多様性国家戦略 (2012-2020)	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する平成7年に策定された国の基本的な計画。これまで4度の見直しが行われ、重点的に取組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し政策に結びつける、といった5つの基本戦略が設定されている。
	接道部緑化	道路に面している生垣または同等の列植した植栽がある奥行き5m以内の高木・中木・低木などの植栽。本市では、目に触れる緑を増やし、快適で安全な生活環境をつくるため新たな接道部緑化費用の一部を助成。新たな植栽とブロック塀を撤去し緑化を行った場合などの費用に対し、所有者に助成。
	仙川水辺環境整備 基本計画 (仙川リメイク)	仙川は、小金井市に端を発し、野川を経て多摩川へ流れる一級河川。かつてはコンクリート三面張りの構造で、水がほとんど流れていない川だった。平成10年に策定した「仙川水辺環境整備基本計画」(仙川リメイク)に基づき、自然護岸への改修を行い、これまでに仙川緑地を含む約1km区間を整備してきた。また、都水道局境浄水場から、ろ過砂処理水を導水して水量の確保に努めてきた。
	千川上水整備基本計画	千川上水は、玉川上水を境橋で分水したもので、昭和46年に通水が途絶えてから、平成元年に東京都の「清流復活事業」により清流が復活し、平成18年に約3.8km区間の管理が東京都から本市へ移譲された。移譲に伴い、平成22年に「千川上水整備基本計画」を策定し10カ年の計画的な整備に取組んでいる。
た 行	第四期武蔵野市環境基本計画	「武蔵野市環境基本条例」に基づき、本市の環境施策に関する基本的な計画として平成27年に策定した計画。
	都市計画区域	都市計画法において定められる区域で、中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備・開発または保全すべき区域のこと。本市は全域が都市計画区域に指定。
	都市計画施設	都市計画法において定められる都市施設(道路・公園・上下水道など)のうち、都市計画決定された施設のこと。
	都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、良好な自然環境や風致景観を有するものなど、一定の要件に該当する緑地を保全するために、地方公共団体が都市計画に定める地区。地区的指定により所有者の税金の優遇・管理負担の軽減、及び地域の人々による緑地の活用などを図る。

な 行	農の風景育成地区制度	減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために平成 23 年から施行された東京都の制度。この制度では、区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地などの保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしている。
は 行	パブリックコメント	地方公共団体が計画などを定める際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図る意見公募の手法。
	ヒートアイランド現象	都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。 都市の多くが人工的構造物に被われて緑被地が少ないと、生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染が原因となる。
	ビオトープ	植物があるだけではなく、生物が生息することができる環境であり、互いにつながりをもちながら生息している空間を示す。生物の生育・生息環境を整備したところを指すことが多い。
	二俣尾・武蔵野市民の森事業	森林の恩恵を受けている都市側住民の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然と触れ合い、地域の相互交流が図れるよう、市・東京都農林水産振興財団・山林所有者で協定を締結し、平成 13 年から青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取組んでいる。
	プレーパーク	自己責任による「自由な遊び」を実現する、公園緑地を舞台にした市民活動から生まれた。「冒険遊び場」とも呼ばれる。プレーパークは、子どもの健全な育成のほか、子どもを通じた地域のコミュニケーションや公園緑地の利用の活性化を促す活動としての効果も大きく、趣旨に賛同する個人や団体が広く公平に利用することができる。
	壁面緑化	建物の壁面を植物で被うこと。これにより、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸収・吸着機能などの効果があることから、ヒートアイランド現象の緩和に期待されている。
	保存生垣	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、生垣の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。対象は、新設後 3 年以上経過したもので、延長が 5m 以上、高さが 0.6m 以上の生垣。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
	保存樹木	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、大木の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定をしている。対象は健全かつ樹容が美観上すぐれ、かつ一定の基準(幹周り = 1.3m 以上、樹高 = 10m 以上、株立高さ = 3m 以上、登はん性(フジやツルなどの登はん性のある植物) = 30m ² 以上、老木・名木・希少木などで市長が認めるもののいずれか)を満たしている樹木。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
	保存樹林	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、残り少なくなった屋敷林などのまとまった樹林の保全のために、市が所有者の同意を得て保存指定している。面積 300m ² 以上の樹林地が対象になる。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。
	三鷹駅北口街づくりビジョン	三鷹駅北口周辺地区の概ね 10 年後の目指すべき街の姿を描き、その方向性と実現に向けた取組みを示した本市の計画。

ま 行	武蔵野市生物多様性基本方針	生物多様性基本法が定める生物多様性地域戦略として平成 29 年に策定。生物多様性の恵みを持続的に持ち続けるために、生物多様性に関する施策の方向性を示している。
	武蔵野市地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、各主体が連携を図り、災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、災害から市民の生命など守ることを目的とした計画。
	武蔵野市都市計画マスター・プラン	都市計画法に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針として平成12年に市民参加により策定した計画で、市と市民が共有する本市の今後のまちづくりのビジョンを示した計画。平成 23 年に関連法規の改正や社会情勢の変化などを踏まえ改定を行った。
	武蔵野市農業振興基本計画	農業経営基盤強化促進法に基づき、本市の農業発展の基本目標を示し、長期的視野に立って農業振興施策を進め、農業者・市民・市がともに「安全・安心武蔵野農業」の施策を推進するための計画として、平成 28 年に策定した計画。
	武蔵野市景観ガイドライン	今後の景観まちづくりの具体的な方針を共有し、市の魅力を一層高める景観形成を推進するため、平成 29 年に策定。景観まちづくりの考え方や景観誘導基準を示している。
	武蔵野市まちづくり条例	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画などの決定における市民参加の手続き、開発事業などに関わる手続きおよび基準などを定めた条例。市民など、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
	武蔵野市立公園条例	市立公園の設置・管理などについて必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とした条例。
	武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書	本計画及びその他の各種緑化施策の基礎資料として活用するため、航空写真を用いた緑被の調査・解析、シンボルツリーなどの現地調査及び緑に関する市民意識調査を実施し、市全域の緑の現況を多面的に把握することを目的として、平成 28 年度に実施した調査。
や 行	誘致距離	住民が公園を利用する際に容易に利用できる距離の目安。「都市公園法施行令」では、街区公園の誘致距離を 250m とされていたが、改正後（平成15 年 3 月）は、「都市公園法運用指針」において、より柔軟に地域の状況に即した都市公園の整備を促進するために参考値とされている。
ら 行	緑化重点地区	都市緑地法に規定されている緑の基本計画に定められており、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。本市は、全域を緑化重点地区に位置付けている。
	緑化・環境市民委員会	市民・学識経験者・市民組織及び関係機関により構成された委員会で、「武蔵野市民緑の憲章」の精神に基づき、市長に必要な意見を述べることを目的としている。緑化・環境市民委員会の前身は、昭和 46 年に発足した市民参加で緑化施策や計画の検討を行った「緑化市民委員会」であり、昭和 60 年からは「緑化・環境市民委員会」に改正した。
	緑視率	ある地点における「見た目」の緑の割合で、緑視率 25% 以上で、緑が多いと感じるとされる。
	緑地	都市公園・広場・学校などの公共施設緑地、私立大学や社寺教会、大規模団地などの民間施設緑地のほか、生産緑地地区や環境緑地などの法令などで確保された地域性緑地のこと。
	緑地協定	都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
	緑被率	上空からみた、樹木地・草地・農地で構成される緑被地（緑に被われた部分）の市域面積に対する割合。
わ 行	ワークショップ	まちづくりや公園づくりなどにおける合意形成の方法の一つ。参加者が課題について協力しながら意見交換・集約、共同作業などを行う。

